

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2003-229818(P2003-229818A)
 【公開日】平成15年8月15日(2003.8.15)
 【出願番号】特願2002-26446(P2002-26446)
 【国際特許分類第7版】

H 0 4 B 10/04
 H 0 4 B 10/02
 H 0 4 B 10/06
 H 0 4 B 10/14
 H 0 4 B 10/18
 H 0 4 J 14/00
 H 0 4 J 14/02

【F I】

H 0 4 B 9/00 S
 H 0 4 B 9/00 M
 H 0 4 B 9/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月19日(2005.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、光ファイバ伝送路には中継器が挿入されることを特徴とする。

さらに、各ノード局のレベル制御手段による各波長のレベルを同一もしくは任意の設定されたレベルにする制御を遠隔的に操作するための監視制御手段を備えたことを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

回線設計において、許容できるクロストークペナルティを超えるような構成になった場合（隣接波長の方が高いレベルになっている場合）には、システムが成り立たない問題が発生する。そこで、この発明の実施形態では、そのような問題を解決するために、たとえばノード局11では光ファイバ4に伝送されている波長から任意の波長を任意の時間にOADMモジュール21によりドロップする。このドロップしたレベルをレベル調整部ATT61でモニタし、トランスポンダ部31のトランスポンダ送信部51から出力される波長のレベルを多重伝送路で他の波長と同一のレベルになるようにレベル調整部ATT61で調整する。